

壬生町における「観光又は地域の振興を目的とした 催物等において表示等する屋外広告物」に係る取扱方針

この取扱方針は、栃木県屋外広告物条例施行規則（平成11年栃木県規則第46号）第4条第2項第3号、第3号の2及び第3号の3における「市町村の景観の形成に関する計画、方針等」として定めるものである。

なお、他法令等による規制がある場合には、当該法令等への適合が必要となる。

1 良好な景観の形成と風致の維持に関する事項

- ・ 周辺の景観に調和したものであること。
- ・ 広範囲に使用する色彩には、派手な原色、蛍光色、金銀などは避けること。ネオンサイン、イルミネーションその他光源を用いる装置にあつては、強い光の点滅を伴わないものであること。ただし、会場が限定された催物の場合で、当該会場外から視認できないものについては、この限りでない。
- ・ 「高さ」及び「表示面積」については、原則として、市街地形成型地域における基準を限度とすること。ただし、催物等の目的を達成するために必要な場合は、この限りでない。
- ・ 企業名やロゴ、商品名を表示する場合には、1つの広告物の面積の1/2以内の表示ができるものとする。ただし、会場が限定された催物の場合で、当該会場内において表示されるものについては、この限りでない。
- ・ 催物等終了後は直ちに撤去すること。

2 公衆に対する危害の防止に関する事項

- ・ 歩行者、運転者等の交通の安全を妨げる恐れがないこと。
- ・ 破損、落下等の危険性がないよう安全確実な施工によること。
- ・ 必要な管理を怠らないようにし、広告物を常に良好な状態に保持すること。
- ・ 1年を超えて表示等するものについては、1年経過時に点検報告を行うこと。

3 附則

この取扱方針は、平成28年4月1日から適用する。